

# 一徳 いっどく 通信

井上一徳舞鶴事務所 FAX 0773-62-1015

衆議院議員

いのうえ かずのり  
井上一徳



No60

緊急事態宣言を5月31日まで延長  
スピード重視で経済対策・地方自治体支援を



●5月4日に国会の議院運営委員会が開かれ、緊急事態宣言が5月31日まで延長されることが政府から報告されました。

●経済に与える打撃は深刻度を増しています。雇用調整助成金の引き上げなどが検討されているようですが、窓口が混雑している上に提出書類が多く煩雑だという切羽詰まった声を聞きます。今は緊急事態です。発想を根本的に転換し、正確性よりもスピード重視です！第二次補正予算も待たなしです。地方自治体への臨時交付金は今のままでは絶対に足りません。この危機を克服するために国のあらゆる力を出し切るときです。

## 緊急事態における国会機能確保の為に

●4月17日には「憲法審査会」の幹事懇談会が行われる予定でしたが、一部の野党が出席しなかったため、残念ながら開催が見送りとなってしまいました。

「緊急事態における国会機能の確保」は国の基本に関わる重要な課題です。新型コロナウイルス感染が拡大し、予断を許さない状況が続く中、次のような事項について早急に憲法審査会で議論しておく必要があります。

①憲法では、総議員の3分の1以上の議員の出席がなければ本会議を開き議決することができない旨定められています。万が一にも国会議員に感染が拡がり、定足数を欠くような事態に至った場合にどのように対応するのか。

②国会議員の任期は憲法で定められており、現在の衆議院議員の任期は2021年10月21日に満了します。万が一感染が拡大・長期化し、それまでに選挙ができないような事態に至った場合にどのように対応するのか。

◆憲法について議論できるのは国会だけです。万が一の場合に備えて議論しておくことは国会議員の責務とも言えます。「緊急事態における国会機能の確保」について早急に憲法審査会の議論を始めるべき！と考えます。



新型コロナウイルスと最前線で戦っている医療従事者の皆さんに感謝と祈りの気持ちを込めた千羽の鶴(画像)を届けよう！

○私の国会事務所を以前に訪ねてきてくれた川上大和くん(高校3年生)が仲間とともに取り組んでいる活動です。

私も丹後和紙、黒谷和紙で鶴を折り、画像を届けました。命がけで医療活動に従事されている皆様に改めて感謝するとともに、一日も早い終息を願っています。